

実績報告書作成要領の改定について（案）

○「評価実施要項」の変更に伴う主な改定

- (1) スケジュール・プロセスの変更
〔実績報告書作成要領（案）
P.i「はじめに」9～11行目、P.27「別紙1 評価のスケジュール」〕
- (2) 研究業績水準判定に係る資料の提出時期の変更
〔実績報告書作成要領（案） P.27「別紙1 評価のスケジュール」〕
- (3) 各中期計画に特に関連する学部・研究科等の記載追加
〔実績報告書作成要領（案） P.20「(2) 留意事項」〕
- (4) 中期計画の段階判定区分の変更
〔実績報告書作成要領（案）
P.19～20「3(1) 中期計画ごとの実施状況の分析・判定」〕
- (5) 分析項目・観点の簡素化
〔実績報告書作成要領（案） P.3～4「2 分析項目及び観点」〕
- (6) 質の向上度の判定区分の変更
〔実績報告書作成要領（案） P.5、13「4 「質の向上度」の分析・判定」〕
- (7) 研究業績の提出数の変更
〔実績報告書作成要領（案） P.11「○学部・研究科等を代表する優れた研究業績の選定と提出資料の作成 注2」〕
- (8) 「個性の伸長に向けた取組」「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」の記載欄の新設
〔実績報告書作成要領（案） P.18「1 法人の特徴の記載」〕
- (9) いずれの認証評価機関による評価の結果等も、実績報告書の根拠資料・データ等として活用可能であることの明示
〔実績報告書作成要領（案） P.6、22「(2) 根拠となる資料・データの示し方 i)」〕

○「実績報告書作成要領の改定に当たり検討すべき事項」に伴う主な改定

- (1) 法人が行う自己判定の範囲の変更
（達成）〔実績報告書作成要領（案） P.19～20
「3 中期計画の分析・判定」,「4 中期目標の分析・判定」〕
（現況）〔実績報告書作成要領（案） P.4、10、12
「3（1）観点ごとの水準判定」,「3（2）分析項目ごとの水準判定」〕
- (2) 観点ごとに求められる記述内容やその例示等、分析に当たっての留意点等の明示
〔実績報告書作成要領（案） P.4、10「3（1）観点ごとの水準判定」,
P.28～29「教育水準の観点ごとの分析に当たっての留意点等」,
P.30～31「研究水準の観点ごとの分析に当たっての留意点等」〕
- (3) 字数の上限の第1期中期目標期間の設定の踏襲
〔実績報告書作成要領（案） P.6、14、22「5（2）字数の上限」〕
- (4) 「個性の伸長に向けた取組」の積極的評価によるウエイト方式の廃止
〔実績報告書作成要領（案）
P.19～20「3（1）中期計画ごとの実施状況の分析・判定」,「（2）留意事項」〕
- (5) 研究業績水準判定に係る様式の変更、判断基準の明示等
〔実績報告書作成要領（案） P.11～12「【研究業績の判断基準】」,
P.32～36「研究業績説明書【記述例】」,「研究業績説明書」作成要領〕